

広島県告示第千六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によって、平成九年広島県告示第千百号及び昭和六十二年広島県告示第千八号で指定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 更新する鳥獣保護区

沼田川鳥獣保護区、大浜崎鳥獣保護区

二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 沼田川鳥獣保護区

三原市本郷町以南の二級河川沼田川水系沼田川の河川区域のうち三原市地内の沼田大橋より上流の区域及び三原市地内の沼田川右岸と主要地方道三原竹原線との交点を起点として、同所から同主要地方道を西方に進み一般県道小泉本郷線との交点に至り、同所から同一般県道を北西方に進み市道沼田西町七九号線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み一般国道二号との交点に至り、同所から同一般国道を東方に進み沼田川右岸との交点に至り、同所から同右岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

2 大浜崎鳥獣保護区

因島市大浜町地内の一般国道三七一号と大浜崎公園入口との交点を起点として、同所から同国道を北方に進み市道深谷沿川線交点に至り、同所から同市道を東方に進み海岸線に至り、同所から海岸線を南方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで